

別紙 1

輸送の安全に関する情報のきろく及び保存の方法

安全管理規定については定期的に及び適時適切に見直しを行うこととする。

記録の管理・保存には下記のとおり定める。

1. 安全管理規定の見直しについては安全総括管理者の指揮命令で審議するものとする。
2. 安全統括管理者の承認は代表取締役及び取締役の決裁を受けることとする。
3. 輸送の安全に関するきろくは、3年間保存の上、一部安全管理規程者に提出する。